

昭和32年8月12日第三種郵便物認可
毎月1回1日発行 平成24年6月1日 No. 729

労働基準情報

岩手

Jun

6

2012



『一関あじさい』 写真：眞館弘治

ルールを守る安全職場 みんなで目指すゼロ災害

(平成24年全国安全週間スローガン)

〔目次〕

第85回全国安全週間、熱中症を防ごう！	2
職場意識改善助成金制度のご案内	4
最低賃金上げに向けた中小企業への支援事業、 労働保険の年度更新	5
職場のメンタルヘルス対策 vol.2	6
改正育児・介護休業法全面施行講習会のご案内	7
クwestション、岩手産業保健推進センターのお知らせ	8
インフォメーション	9
講習会のお知らせ	10・11

今月は「全国安全週間準備期間」です。リスクアセスメントを実施し、潜在リスクの低減を図りましょう。

ルールを守る安全職場 みんなで目指すゼロ災害

(全国安全週間スローガン)

全国安全週間（毎年7月1日から7日まで）は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界における自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、本年度で85回目を迎えます。



労働災害を防止するため、労使が協調して労働災害防止対策を展開してきた結果、労働災害は長期的には減少してきています。しかし、労働災害による死傷者数は、平成22年、23年と2年連続して増加しております。特に、小売業、社会福祉施設等の労働災害に占める割合が増加しています。

労働災害を防止するためには、安全基準や作業手順などの基本的なルールを守るという、原点に立ち返ることが必要です。

このような観点から、平成24年度の全国安全週間は、

「ルールを守る安全職場 みんなで目指すゼロ災害」

をスローガンとして展開することになりました。

この全国安全週間を契機として、それぞれの職場において、労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、安全活動の着実な実行を図りましょう！

熱中症を防ごう！

岩手労働局管内では、例年10人前後が熱中症により被災していましたが、平成22年は83人、平成23年には48人が被災しました。

気温、湿度が高くなるこれからの時期に、屋外作業だけでなく屋内作業でも発生しています。

熱中症は死に至ることがある災害で、予防と発症初期の対応が重要となります。

職場の作業環境管理、作業管理、健康管理、労働衛生教育を通じて熱中症予防に努めてください。

熱中症は、高温多湿な環境下において、体内の水分および塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れたり、

体内の調整機能が破綻するなどして、発症する障害の総称で、めまい、筋肉痛、大量の発汗、頭痛、吐き気、嘔吐、虚脱感、意識障害、高体温のような症状が現れ、死亡に至ることもあります。

職場における熱中症予防対策のポイント

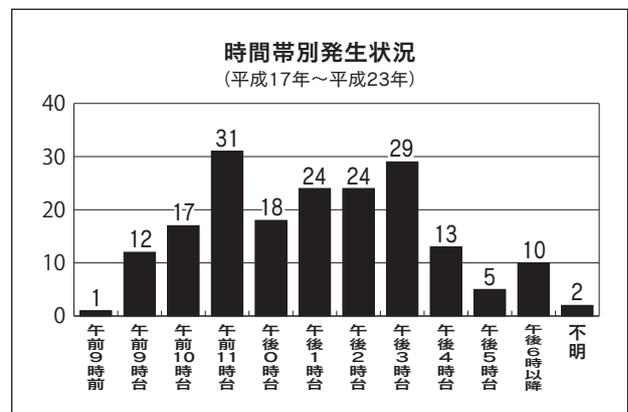
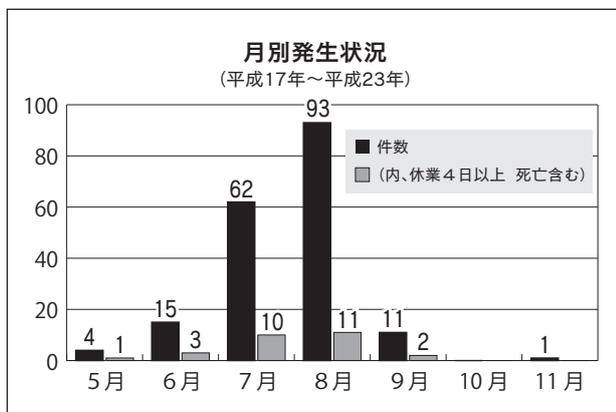
- WBGT値(暑さ指数)の低減に努めていますか？
- 熱への順化期間を設けていますか？
- 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分を摂っていますか？
- 透湿性及び通気性の良い服装を着用していますか？
- 睡眠不足、体調不良ではありませんか？

安全週間及び準備期間中に各職場で実施する事項は次のとおりです。

- 1 経営トップは安全について所信を明らかにするとともに、自らが率先して職場の安全パトロール等を行い、安全について従業員への呼びかけを行う。
- 2 今後の安全の進め方について考える職場の集い等を催し、関係者の意志の統一、安全意識の高揚等を図る。
- 3 作業上の注意喚起の「見える化」等、分かりやすく全員で取り組みやすい安全活動の募集及び発表を行う。
- 4 安全旗の掲揚、標語等の掲示、安全関係資料の配布等を行う。
- 5 作業を直接指揮する優良な職長等の顕彰等を行う。
- 6 安全についての作文、写真、標語等の募集及び発表を行う。
- 7 安全に関する視聴覚教材等を活用した講演会等を開催する。
- 8 労働者の家族に対し、安全についての文書の送付、職場見学等を行い、家族の協力を求める。
- 9 ホームページ等を活用し、自社の安全活動を社会に発信する。
- 10 緊急時の措置について必要な訓練を行う。
- 11 「安全の日」等の設定を行う。
- 12 その他本週間にふさわしい行事を行う。

継続的に実施する事項は次のとおりです。

- 1 安全衛生管理体制の確立と自主的な安全衛生活動の促進
- 2 職業生活全般を通じた各段階の安全教育の徹底
- 3 作業者の安全意識の高揚
- 4 女性労働者や高齢労働者が活躍するための職場改善の推進
- 5 緊急時の労働者の安全確保マニュアルの整備
- 6 快適な職場環境の形成の促進
- 7 労働時間等労働条件の適正化の推進
- 8 東日本大震災に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策の推進
- 9 第三次産業の労働災害防止対策の推進
 - ・ 転倒、墜落、転落災害の防止対策の徹底
 - ・ 職場の4 S活動、危険予知活動の推進
- 10 陸上貨物運送事業の労働災害防止対策の推進
 - ・ 荷役作業中の荷台からの墜落防止対策の徹底
 - ・ 交通労働災害防止活動の推進
- 11 建設業の労働災害防止対策の推進
- 12 製造業の労働災害防止対策の推進
- 13 爆発・火災災害防止対策の推進



**高温多湿な環境下では熱中症が多発します
職場の熱中症予防に努めましょう！**

職場意識改善助成金制度のご案内

この制度は、中小企業における労働時間等の設定の改善を通じた職場意識の改善を促進するため、職場意識改善に係る2カ年の計画を作成し、この計画に基づく措置を効果的に実施した中小企業の事業主に対して、助成金を支給する制度です。

1 支給対象となる事業主

次の1から6までのいずれにも該当する事業主に対し支給されます。

- ① 労働者災害補償保険の適用事業主であること。
- ② 資本金又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円）以下である事業主及びその常時使用する労働者の数が300人（小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人）以下である事業主であること。
- ③ 業種が次の(1)又は(2)の区分による事業主であること。
 - (1) 建設業、情報通信業又は運輸業に属する事業主
 - (2) (1)以外の業種に属する事業主にあつては、事業開始前1年における労働者の年次有給休暇の取得率が50%未満又は1か月平均所定外労働時間数が10時間以上であるもの
- ④ 事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「都道府県労働局長」という。）に職場意識改善計画認定申請書及び労働時間等の設定の改善に向けた職場意識改善に係る計画（以下「職場意識改善計画等」という。）を届け出、次の(1)および(2)の認定を受けた事業主であること。
 - (1) 職場意識改善計画等を策定すること
 - (2) 2年間にわたり、所定外労働の削減や年次有給休暇の取得促進など労働時間等の設定の改善に向けた職場における意識の改善に積極的に取り組む意欲があり、かつ成果が期待できること。
- ⑤ 職場意識改善計画に基づき、労働時間等設定改善委員会の設置等労働時間等の設定の改善を促進するために必要な体制の整備など、職場意識改善に係る措置を行い、効果的に実施した事業主であること。
- ⑥ 4及び5に基づく措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

2 職場意識改善計画について

職場意識改善助成金を受けようとする中小事業主は、「職場意識改善計画」を策定し、これを事業場の所在地を管轄する都道府県労働局に提出し、認定を受ける必要があります。

- 職場意識改善計画に盛り込まなければならない措置（(4)は必要に応じて）
 - (1) 実施体制の整備のための措置
 - (2) 職場意識改善のための措置
 - (3) 労働時間等の設定の改善のための措置
 - (4) 労働時間等に係る制度の改善のための措置

●職場意識改善計画の実施期間

「職場意識改善計画」の実施期間は、都道府県労働局長による認定日が属する年度を含めて、2年間となります。

3 助成金の支給

(1) 支給額

申請書類を審査した結果、取組みを効果的に実施したと認められる場合には、各年度50万円ずつの助成金を支給します。

(2) 助成金の加算

助成金を受給した事業主が1年度目に「制度面の改善」を実施した場合、さらに50万円加算します。

また、事業主が1年度目に上記の助成金を受給し、職場意識改善計画に基づいた措置を効果的に実施した場合は、さらに50万円の助成金を支給します。

4 申請期限、問合わせ先等

職場意識改善計画認定申請期限は平成24年7月31日(火)です。（ただし、予算に限りがありますので、期限前であっても申請を締め切ることがあります。）詳しくは岩手労働局労働基準部監督課（019-604-3006）へお問い合わせいただくか、下記ホームページをご覧ください。申請様式等もダウンロードできます。

職場意識改善助成金

検索

最低賃金引上げに向けた 中小企業への支援事業を 今年度も実施します!!

①岩手県最低賃金総合相談支援センター

最低賃金引上げの影響が大きい中小企業事業主のため、生産性向上等の経営改善に向けた相談や賃金制度、労働時間制度等の労務管理面での見直しの相談に無料で応じる相談窓口を岩手県社会保険労務士会に委託し、「岩手県最低賃金総合相談支援センター」を開設しましたので、ご利用ください。

(1) 設置場所

- ①盛岡市山王町1-1 岩手県社会保険労務士会内
(TEL 019-651-2373)
- ②奥州市水沢区横町2-1 メイプル地下1F
(TEL 019-653-8077)

(2) 実施期間

平成24年4月9日～平成25年3月29日

(3) 開所日

- ①盛岡市は、土、日曜日、祝日、8月13日～17日、12月29日～1月3日、毎月第3週の月～金を除く。
- ②奥州市は、毎月第3週の月～金のみ。

(4) 開所時間

午前9時～午後5時

(5) 相談費用

無料

②中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)

業務改善助成金は、事業場内で最も低い労働者の賃金を4年以内に計画的に時間給等で800円以上に引き上げる賃金改善計画を策定し、初年度に時間給等を40円以上となる引上げを実施し、労働能率の増進に資する設備・機器の導入、工場、店舗の改装等を実施した中小事業主に対して、業務改善に要した経費の2分の1を上限100万円、下限5万円の範囲で助成するものとなっていますのでご活用下さい。

○利用事例

- 1 外構整備作業を手作業で行っていたが、機械化することで、作業効率を上げることができる。⇒整地作業などに使用する小型ショベルカーの購入(建設業)
- 2 販売管理ソフトの導入により、伝票作成時間の短縮を図り、仕入・売り上げ等のデータ管理を同時に行うことができる。⇒販売管理ソフトの購入(クリーニング業)

○お問い合わせ・申請先

岩手労働局労働基準部賃金室
(TEL019-604-3008)

**労働保険 労災保険
雇用保険
の年度更新
6/1 ▶ 7/10 まで**

- 労働保険制度は、労働者が予期せぬ労働災害や失業した場合等の際に、労災給付や失業等給付を行うとともに、労働者の福祉の増進を図ることを目的とした国が行う保険事業です。

平成24年度の労働保険年度更新は、6月1日(金)から7月10日(火)までとなっています。事業主の皆様には、この期間中に平成23年度の確定保険料を精算し、併せて平成24年度の概算保険料の申告・納付を行っていただくことになります。

また、石綿健康被害救済のための一般拠出金についても申告・納付が必要になります。

年度更新申告書は5月末までに送付される予定ですので、期日までに最寄りの金融機関等において手続きを終えるようお願いいたします。

- 本誌2012年4月号でお知らせしましたように、平成24年4月1日付けで労災保険料率、雇用保険料率が改定されています。また、平成24年4月1日から、労災保険のメリット制が改正されました。
- 厚生労働省では、年度更新業務の一部を民間事業者へ外部委託することとしています。6月4日から9月14日までの間、年度更新申告書等の記載内容について、民間事業者から問い合わせをさせていただくことがありますので、ご了承ください。
- ご不明な点は、岩手労働局総務部労働保険徴収室(電話019-604-3003)・労働基準監督署・公共職業安定所にお問い合わせください。

職場のメンタルヘルス対策 Vol.2

～ 休業開始、組織としての対応 ～

今松メンタルヘルスケア事務所
今松 明子

■ 休業の開始

休業の開始においては、主治医によって作成された「休業を要す」の診断書を労働者より管理監督者に提出してもらいます。職場から人事労務管理スタッフだけでなく健康管理の担当者に連絡、送付しておけば本人が担当者と相談しやすくなりますね。

長期の休職が発生した場合、就業規則上の長期欠勤について本人に説明することが大切です。欠勤できる期間について、いつになったら自動退職となるのか、休職中は傷病手当金がいくらもらえるのか等、これらの情報を的確に伝えることによって、安心して治療が受けられます。

うつ病の回復に一番重要なのはとにかく何も考えずに「休養を取る」ことです。一旦仕事のことは忘れることが大切なので「ゆっくり休んでほしい」ということも必ず伝えてください。

■ 休職中の過ごし方

休職をすることはうつ病の原因となっているストレスから離れ、脳の疲労を回復するという事です。休職中は何も考えずに、まずは思いっきり寝る事です。脳や身体を休息させることが大切です。しばらくは無理に起きようなどと思わず、身体の欲求のままの生活をしてください。そして徐々に生活のリズムを整えていくようにします。焦ることはよくありません。人によって違いはありますが、早ければ数週間、遅くても数カ月で何かしたくなってくるものです。生活のリズムが整い、外出も安定してできるようになり、集中力や判断力が回復してきたら復職も含め、先のことを考えましょう。それまでは休むことに専念することが大切です。



■ 休職中の職場対応

休職開始から1ヶ月に一度程度、復職まで、健康管理担当者や産業保健スタッフと面談を行うことが望まれます。

安定が確認されたら、生活記録表を作成してもらうことも一案です。回復の状況を見ることも出来ます。回復していくにつれて、外出の時間が少しずつ増えていきますので、最終的にはいつもの時間に家をでて図書館で仕事に関する本を読んで午後まで過ごす生活を2～3週間、無理なく続けられるようになれば職場復帰は目の前になります。主治医や産業保健スタッフからアドバイスを受けながら進めましょう。また、職場復帰をスムーズに進めるためには、自社の復職制度について説明し、本人の不安を取り除いてあげることなども大切なことです。

さて、上司は病気で休んでいる部下とどの程度連絡をすればいいでしょうか。休んでいる期間、一度も会社からも上司からの連絡がなかったという方とお会いすることもあります。残念ながら珍しいことではありません。上司としてはどう接していいか躊躇していたのかもしれませんが、決していいことではないですね。自分は会社に不必要ではないかと疑心暗鬼になり、不安を増大させ、復帰を焦ってしまうことになりかねません。どの程度が適切かは、本人の承諾を取ってから主治医と相談することも良いと思います。まずは携帯メールで連絡を取るあたりから始めてみるのはいかがでしょうか。病状が安定し、傷病手当金の請求等で会社に来た時などを利用して短時間会うことも良いと思います。気を使かわれると負担と感じたりする場合もあるので、なにげなく話しやすい状況をつくってあげましょう。

自宅でどのように過ごしているのか、主治医や家族とどんな話をしているのか、体調の変化や気持ちの変化などをじっくり聴いてあげてください。病気に関していろいろな知識を持っていたとしても聴くに留め、指示や提案は避けましょう。本人の回復の段階を確認しながら、徐々に復帰への不安についても聴いていってください。こうした面談を続けることで、休業中の不安を軽減し、復帰のタイミングについて適切なイメージを持ってもらうことができます。さらに、面談の結果を人事や健康管理の担当者にフィードバックすることで、職場復帰にむけた関係者の認識を統一することにもつながっていくはずです。

平成24年7月1日全面施行

改正育児・介護休業法全面施行講習会のご案内

—セクハラ防止対策も含めた総合的な女性の活躍推進のために—

平成24年7月1日より、改正育児・介護休業法が、法の一部を適用猶予されていた従業員100人以下の企業にも全面的に適用されることとなります。

岩手労働局雇用均等室では、改正育児・介護休業法及び仕事と家庭の両立を支援する助成金制度等と併せて、女性の活躍推進のための取組みや企業が行うべきセクシュアルハラスメント防止対策について、下記のとおり講習会を開催します。ぜひご参加ください。（受講料は無料です）

日時・会場

会場	日時	場所
久慈会場	6月28日（木）13:30～15:30	久慈市文化会館アンバーホール 第1～3会議室 （久慈市川崎町17-1）
花巻会場	7月5日（木）13:30～16:00	花巻市交流会館 交流スペース （花巻市葛第3地割183-1）
盛岡会場	7月12日（木）13:30～15:30	アイーナ 804 会議室 （盛岡市盛岡駅西通1-7-1）
奥州会場	7月25日（水）13:30～16:00	奥州市文化会館Zホール 第1・2会議室 （奥州市水沢区佐倉河字石橋41）

内容

- （1）改正育児・介護休業法に沿った規定整備、両立支援助成金制度
 - （2）女性の活躍推進の取組（ポジティブ・アクション）、セクシュアルハラスメント防止対策等
 - （3）〔花巻会場・奥州会場〕事例発表
「当社における育児・介護休業等の取組について（仮題）」株式会社ウェルファム
- ※ 終了後、個別相談コーナーを設けますので、お気軽にご相談ください。
- ※ 当日、育児・介護休業規定の点検も受け付けます。御希望の方は現在会社で規定されている育児・介護休業規定（写）をお持ちください。（お預かりの上、後日お知らせする場合もございますのでご了承ください）

対象者

事業主、人事労務担当者等

申込・問合わせ先

岩手労働局雇用均等室

〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎
電話 019-604-3010 / FAX 019-604-1535

※開催日の1週間前までに、岩手労働局雇用均等室あて申込書をFAX又は郵送してください。
（ただし、定員になり次第締め切りとなります。）

参加申込書（FAX 019-604-1535） ～参加会場を○で囲んでください～

会場	久慈会場(6/28)	花巻会場(7/5)	盛岡会場(7/12)	奥州会場(7/25)
フリガナ 事業場名			参加者 人数	名
所在地	〒 電話			



酒気帯び運転に対する懲戒解雇処分について

Q 食料品の製造業を営んでおります。先日、入社して半年のアルバイト従業員が、通勤途中に酒気帯び運転で検挙されました。話を聞くとところによると、深夜まで友人と酒を飲みその酒が残っていたようです。

会社としては、飲酒運転について、厳しい対応を取るべく就業規則も改正したばかりで、社長からは、「即、懲戒解雇だ。」と通知されたところですが、しかし、総務担当としては、少々厳しいような気もしており、本当にこのまま懲戒解雇扱いとしていいのでしょうか。

A 近年、飲酒運転による重大事故の増加や悪質な飲酒運転による死亡事故などを契機として危険運転致死罪の施行など飲酒運転に対する厳格な対応の動きが広がっております。公務員においては、原則懲戒免職処分とする方針なども打ち出され、実際にも適用されているケースが見受けられると

ころです。

そこで今回のケースを見ると、酒気帯び運転で検挙されたのが勤務時間外であることから、使用者の指揮命令が及ばない時間帯の非行であり、労働者の自由やプライバシーが一定程度尊重されなければなりません。

企業外の非行に関して最高裁においては、懲戒規定に該当していることを前提として、①当該行為の性質・情状、②会社の事業の種類・態様・規模、③会社の経済界に占める地位、④経営方針及びその労働者の会社における地位・職種等の諸般の事情を総合的に判断し、「会社の社会的評価に及ぼす悪影響が相当重大であると客観的に評価される場合でなければならぬ。」とされております。

工場で働く入社半年のアルバイト労働者の酒気帯び運転であるため、特に「④」の検討を行った上で、会社の社会的評価に及ぼす悪影響が相当重大であると客観的に評価できる内容であるか否かの判断をする必要があるものと思われま

す。なお、形式的な問題として、就業規則の懲戒規定に該当している必要があることは言うまでもありません。

～岩手産業保健推進センターのお知らせ～

岩手産業保健推進センターでは、産業保健スタッフ(衛生管理担当者、人事・労務管理担当者、産業看護職、管理職、事業主等)の業務を支援するため、各種産業保健研修会を開催しています。

お申込み・お問合せは、岩手産業保健推進センター(電話 019-621-5366 FAX 019-621-5367)またはホームページ(<http://www.sanpo03.jp/>)のメールフォームから。

開催日時	開催場所	研修テーマ等
6月5日(火) 13:30～16:30	盛岡市 アイーナ 8階 811	メンタルヘルス対策シリーズ6 管理監督者研修【その時あなたは～】 ①管理監督者が取るべき対応、相談の受け方とその後の対応 (事例検討) ②人事労務管理上の問題 (解雇等の留意点)
6月19日(火) 13:30～16:30	一関市 アイ・ドーム	メンタルヘルス対策シリーズ6 管理監督者研修【その時あなたは～】 ①管理監督者が取るべき対応、相談の受け方とその後の対応 (事例検討) ②人事労務管理上の問題 (解雇等の留意点)
6月28日(木) 13:30～16:30	一関市 文化センター	看護職等研修Ⅰ 健康診断有所見率改善のため(事例検討、交流会) ①健康診断実施後、あなたは何をしますか(有所見者への対応) ②意見交換、交流会
7月11日(水) 13:30～16:30	一関市 アイ・ドーム	カウンセリング研修Ⅰ-3 (メンタルヘルス推進担当者等の実務担当者等を対象とする研修) 「コーチング」(ワーク含む)

※ 都合により研修内容の変更や研修開催の追加・中止を行うことがあります。研修内容の詳細につきましては、岩手産業保健推進センターのホームページ <http://www.sanpo03.jp/> をご覧ください。

※ 岩手産業保健推進センターでは、ビデオ・DVDを活用した「出張ビデオ研修」をお受けしております。管理職、各級担当者への研修をご予定されておりましたら、一度当センターにご相談ください。

※ また、産業保健相談員が現場・工場・作業場に直接赴き、問題について意見交換しながら、現場の状況に応じた改善方法等をアドバイスする「実地相談」もお受けいたします。全て無料ですので、是非ご利用ください。



インフォメーション

新会員事業所のお知らせ

4月に加入された事業所をご紹介します

支部名	事業所名	所在地
盛岡	(株)カワイ	紫波町
盛岡	(株)八幡平エコクリーン	八幡平市
盛岡	JFE環境サービス(株)盛岡事業所	盛岡市
宮古	(株)DOG1ハートフル	宮古市
宮古	県北運輸(有)	田野畑村
花巻	社会保険労務士 照井常明	花巻市
一関	(有)只野自動車	一関市

支部名	事業所名	所在地
一関	HAZARD	一関市
一関	村拓工業	平泉町
一関	(株)アイ・クリーンサービス	一関市
一関	(有)トーバン商事	一関市
一関	(株)ワクイチ	一関市
大船渡	(株)沢工業	大船渡市
大船渡	(有)食彩工房	陸前高田市

● 評議員の補充選任が行われました

当協会の評議員であった佐藤慶彦（盛岡）、後藤道也（盛岡）、小野塚徹（花巻）の3名の方々の辞任に伴い、4月25日開催された評議員選定委員会において、次の方々が評議員に選任されましたのでお知らせいたします。

杉村 忠樹（盛岡）《(株)川徳》、嘉本 孝志（盛岡）《鹿島建設(株)盛岡営業所》、
畠本 晴隆（花巻）《同和通運(株)》

● くるみんマーク取得 県内2社が認定されました

この度、下記の2社が一般事業主行動計画の目標を達成したことなどから、厚生労働大臣から次世代法に基づき「基準適合一般事業主」として認定を受け、くるみんマークを使用することができるようになりました。

学校法人岩手キリスト教学園 株式会社東北銀行

くるみんマークの認定についてのお問合せは、
岩手労働局雇用均等室（019-604-3010）まで。

● 衛生管理者免許試験準備講習のご案内

第一種・第二種衛生管理者免許試験の出張試験が、8月19日に行われます。当協会では、この出張試験の実施に合わせ、衛生管理者免許試験準備講習を開催いたします。

当講習を受講された皆様から多くの合格者が出ていますので、免許試験受験予定の方々の受講をお勧めいたします。

◆ 第一種衛生管理者試験準備講習会

日時 6月21日(木)・22日(金)、28日(木)・29日(金) の4日間
会場 盛岡市 岩手労働基準協会 研修センター
受講料 会員 12,600円 非会員 14,700円
テキスト 上 2,100円、下 2,100円、問題集 2,310円

◆ 第二種衛生管理者試験準備講習会

日時 6月12日(火)・13日(水)・14日(木)の3日間
会場 盛岡市 岩手労働基準協会 研修センター
受講料 会員 10,080円 非会員 12,180円
テキスト 上 1,680円、下 1,050円、問題集 1,680円

詳細につきましては、当協会ホームページの「講習会のご案内」をご覧ください。

講習会のおしらせ 24年8月迄のご案内

区分	講習名	実施日	場所	定員	申込先	受講料	テキスト代
技 能 講 習 等	有機溶剤作業主任者技能講習	7/19(木)~20(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	9,450	1,680
	特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習	7/10(火)~11(水)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	9,450	1,680
	プレス機械作業主任者技能講習	8/7(火)~8(水)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	9,450	1,470
	玉掛け技能講習	6/4(月)~6(水)	岩手労働基準協会宮古支部他	30	宮古支部	21,000 (一部免除者) 18,900	1,600
		6/5(火)~7(木)	気仙教育会館他	30	大船渡支部		
		6/5(火)~6(水)・8(金)	気仙教育会館他	20	大船渡支部		
		6/11(月)~13(水)	花巻市交流会館他	30	花巻支部		
		6/11(月)~12(火)・14(木)	花巻市交流会館他	30	花巻支部		
		6/21(木)~23(土)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
		6/21(木)~22(金)・24(日)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
		6/25(月)~27(水)	岩手労働基準協会研修センター	30	盛岡支部		
		7/17(火)~19(木)	花巻市交流会館他	30	花巻支部		
		7/17(火)~18(水)・20(金)	花巻市交流会館他	30	花巻支部		
		8/7(火)~9(木)	釜石職業訓練協会他	20	釜石支部		
		8/7(火)~8(水)・10(金)	釜石職業訓練協会他	20	釜石支部		
		8/8(水)~10(金)	久慈市文化会館アンバーホール	30	二戸支部		
		8/21(火)~23(木)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
		8/21(火)~22(水)・24(金)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
		8/23(木)~25(土)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
	8/23(木)~24(金)・26(日)	アイ・ドーム他	30	一関支部			
8/27(月)~29(水)	花巻市交流会館他	30	花巻支部				
8/27(月)~28(火)・30(木)	花巻市交流会館他	30	花巻支部				
フォークリフト運転技能講習 (31時間コース)	6/15(金)・18(月)~20(水)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部	28,350	1,575	
	6/15(金)・21(木)~23(土)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部			
	6/18(月)~21(木)	花巻市交流会館他	40	花巻支部			
	6/25(月)~28(木)	二戸職業訓練協会	30	二戸支部			
	7/3(火)~6(木)	釜石職業訓練協会	30	釜石支部			
	7/3(火)・9(月)~11(水)	釜石職業訓練協会	10	釜石支部			
	7/9(月)~12(木)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部			
	7/13(金)~16(月)	アイ・ドーム他	40	一関支部			
	7/23(月)~26(木)	花巻市交流会館他	40	花巻支部			
	7/24(火)~27(金)	気仙教育会館他	30	大船渡支部			
	8/27(月)~30(木)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部			
8/27(月)・9/3(月)~5(水)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部				
フォークリフト運転技能講習 (11時間コース)	7/23(月)・27(金)	花巻市交流会館他	20	花巻支部	11,550	1,575	
	8/27(月)・8/31(金)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部			
小型移動式クレーン運転技能講習	6/12(火)~14(木)	釜石職業訓練協会他	20	釜石支部	27,300 (一部免除者) 25,200	1,600	
	6/12(火)~13(水)・15(金)	釜石職業訓練協会他	10	釜石支部			
	6/25(月)~27(水)	花巻市交流会館他	30	花巻支部			
	7/9(月)~11(水)	二戸職業訓練協会	30	二戸支部			
	7/11(水)~13(金)	気仙教育会館他	30	大船渡支部			
	7/17(火)~19(木)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部			
	7/17(火)~18(水)・20(金)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部			
	7/30(月)~8/1(水)	花巻市交流会館他	30	花巻支部			
	8/2(木)~4(土)	アイ・ドーム他	30	一関支部			
	8/2(木)~3(金)・5(日)	アイ・ドーム他	30	一関支部			
	8/27(月)~29(水)	岩手労働基準協会宮古支部他	30	宮古支部			

区分	講習名	実施日	場所	定員	申込先	受講料	テキスト代
技能講習等	ガス溶接技能講習	7/2(月)~3(火)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部	9,450	840
		7/26(木)~27(金)	二戸職業訓練協会	30	二戸支部		
		8/1(水)~2(木)	久慈市文化会館他	30	二戸支部		
		8/6(月)~7(火)	宮古高等技術専門学校	40	宮古支部		
	安全衛生推進者養成講習	8/1(水)~2(木)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部	8,400	1,260
8/29(水)~30(木)		釜石職業訓練協会	30	釜石支部			
特別教育講習	アーク溶接特別教育	6/21(木)~22(金)	気仙教育会館他	30	大船渡支部	8,400 9,450	1,050
		7/30(月)~31(火)	宮古高等技術専門学校	40	宮古支部		
		8/28(火)~29(水)	二戸職業訓練協会	30	二戸支部		
	クレーン運転業務特別教育	6/7(木)~8(金)	釜石職業訓練協会他	30	釜石支部	8,400 9,450	1,500
		7/4(水)~5(木)	岩手労働基準協会研修センター	30	盛岡支部		
	小型車両系建設機械運転特別教育	6/7(木)~8(金)	岩手労働基準協会宮古支部他	40	宮古支部	12,900 13,950	1,600
		7/4(水)~5(木)	花巻市交流会館他	20	花巻支部		
	粉じん作業特別教育	7/5(木)	アイ・ドーム	30	一関支部	4,200 5,250	630
	低圧電気取扱業務特別教育 (開閉器の操作)	6/29(金)	岩手労働基準協会宮古支部	40	宮古支部	6,300 7,350	630
		7/10(火)	気仙教育会館	30	大船渡支部		
	酸素欠乏危険作業特別教育	7/13(金)	岩手労働基準協会研修センター	30	盛岡支部	5,250 6,300	1,050
		8/8(水)	気仙教育会館	30	大船渡支部		
	その他	職長教育	7/5(木)~6(金)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部	11,550 12,600
7/9(月)~10(火)			花巻市技術振興会館	48	花巻支部		
職長・安全衛生責任者教育		6/27(水)~28(木)	気仙教育会館	40	大船渡支部	11,550 12,600	1,470
		8/9(木)~10(金)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部		
刈払機取扱い作業に対する安全教育		6/5(火)	岩手労働基準協会研修センター	30	盛岡支部	5,250 6,300	2,400
安全管理者選任時研修	8/28(火)~29(水)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	12,600 14,700	1,260	
第1種衛生管理者試験準備講習	6/21(木)~22(金)及び 6/28(木)~29(金) の4日間	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	12,600 14,700	6,510	
第2種衛生管理者試験準備講習	6/12(火)~14(木)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	10,080 12,180	4,410	
危険予知普及講習	8/23(木)	気仙教育会館	30	大船渡支部	6,000	テキスト代込	

- 特別教育及びその他の講習の受講料は、上段=会員、下段=会員以外です。
- 受講料・テキスト代は消費税込みです。 ■ 定員になり次第、申し込みを締め切ります。
- 上記以外の講習については、最寄りの支部にお問い合わせください。

問い合わせ・申込先・メールアドレスは下欄をご覧ください

岩手労働基準協会お問い合わせ先

	電話番号	FAX番号	E-mail アドレス
本部	019-681-9911	019-681-1018	honbu@iwateroukikyo.com
盛岡支部	019-681-1076	019-681-1018	morioka@iwateroukikyo.com
宮古支部	0193-62-4906	0193-62-4906	miyako@iwateroukikyo.com
釜石支部	0193-55-4380	0193-55-4381	kamaisi@iwateroukikyo.com
花巻支部	0198-24-9511	0198-23-6303	hanamaki@iwateroukikyo.com
一関支部	0191-23-7729	0191-23-7720	ichinoseki@iwateroukikyo.com
大船渡支部	0192-47-3882	0192-47-3887	ofunato@iwateroukikyo.com
二戸支部	0195-23-5521	0195-23-0419	ninohe@iwateroukikyo.com

大船渡支部仮事務所 〒022-0003 大船渡市盛町字東町10-3 岩手開発鉄道(株)2F

クイズでゲット

今夏は猛暑になるかどうか色々気になるところです。猛暑であれば「熱中症」の発生が懸念されます。労働災害の「熱中症」の発生時間帯で1番多いのはどの時間帯でしょうか。

- ① 午前10時台
- ② 午前11時台
- ③ 午後2時台

ヒント 本誌3ページに関連記事

- 応募方法 ①自宅住所・氏名 ②クイズの答え ③本誌への意見や感想などを書いて、ハガキ、FAX又はeメールでお寄せ下さい。
- 締め切り 平成24年6月25日(月)消印有効
- 宛先 ②020-0857 盛岡市北飯岡一丁目10-25
(公財)岩手労働基準協会 クイズ係宛て
FAX 019-681-1018
eメール honbu@iwateroukikyo.com
- 賞品及び発表 応募者の中から抽選で5名様に図書カード(500円券)をお送りします。当選者への賞品発送をもって発表にかえます。
- 5月号の正解 ③

川柳原生林社 編集長 中島久光

川柳コーナー

あきらめて作り笑いの面を買う

思い通りにいかない事が続くとあきらめてしましますが、でも辞める訳にはいきません。作り笑いの面でも買って、自分を誤魔化しながら頑張ることも必要です。

(川柳原生林三月号〈杜若〉小原金吾作品より)

編集後記

県内の労働災害は、昨年より大きく増加しているとのこと。そんな中、本年度の全国安全週間は「ルールを守る安全職場 みんなで目指すゼロ災害」のスローガンのもと全国的に展開される。

この全国安全週間が有意義なものになるかは、6月の準備期間の取り組み次第といっても過言ではない。労使一丸になって安全管理活動を展開し、職場に潜在する『危険』を見つけ出すことが重要である。厚労省の調査では、60%の働く人が職場でヒヤリハットの経験をしているとのことであり、このヒヤリハットはリスクが潜んでいることを意味している。各事業場においてリスクアセスメントが導入されることを願っている。(YN)



監修：中災防、マンガ：ミヤチ ヒデタカ

岩手の死亡災害(4月末)

製造業	3	(1)
鉱業	0	(0)
建設業	0	(2)
運輸業	0	(1)
林業	1	(0)
商業	1	(1)
その他	0	(0)
累計	5	(5)

()内は前年同期

(注) 震災に伴うものは含んでいません。

発行 平成24年6月1日
定価 1部 100円
〔 会員事業所の購読料
は年会費に含む 〕

発行所 公益財団法人岩手労働基準協会
盛岡市北飯岡一丁目10-25
②020-0857/①019-681-9911/FAX019-681-1018
編集・発行人 中村靖夫